

## 旅行業約款（事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部）

一般社団法人 日本旅行業協会保証社員

社 名 三菱電機ライフサービス株式会社

### 第一章 総 則

#### （適用範囲）

第一条 当社が事業者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で事業者と書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

#### （用語の定義）

第二条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、事業者からの依頼により、旅行者が参加するために、旅行の目的地及び日程、旅行者等が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに事業者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が事業者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務は、該債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、事業者はあらかじめ承諾し、かつか該当受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第七十七条第一項第二文、第二十条第二項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

4 この部で「電子承認通知」とは、契約の申込みに対する承認の通知であって、情報通信の技術を利用してする方法のうち当社が使用的電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話（以下「電子計算機等」といいます。）と事業者が使用する電子計算機等とを接続する電子通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、事業者は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

6 この部で「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約のために当事者のとなる場合における個人をいいます。

7 この部で「旅行者」とは、当社と事業者との間の受注型企画旅行契約に基づき、当該旅行に参加する個人をいいます。

#### （旅行契約の内容）

第三条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

#### （手配代行者）

第四条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せることができます。

### 第二章 契約の締結

#### （企画書面の交付）

第五条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする事業者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することができます。

#### （契約の申込み）

第六条 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする事業者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に通信契約の申込みをしようとする事業者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 事業者は、当社が別に定める日までに、当社に対し、旅行者の人数、氏名、連絡先、旅券番号その他の旅行サービスを提供するため必要となる情報として当社が求めることを提供しなければなりません。また、特別な配慮を必要とする旅行者がいる場合、同日までの間に、事業者が特別な配慮を必要とする旅行者がいることが確認でき次第、速やかに申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、事業者の負担とします。

#### （契約締結の拒否）

第七条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

二 通信契約を締結しようとする場合であって、事業者の有するクレジットカードが無効である等、事業者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

三 事業者（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。以下本条において同じ。）又は旅行者が、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

四 事業者又は旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 事業者又は旅行者が、風説を流布し、偽証を用いて威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

六 その他当社の業務上の都合があるとき。

#### （契約の成立時期）

第八条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第六条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 当社は、第六条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することができます。この場合、当社は、事業者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

3 通貨契約は、前二項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承認通知を発する場合は、当該通知が事業者に到達した時に成立するものとします。

#### （契約書面の交付）

第九条 当社は、前条の規定による契約の成立後速やかに、事業者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、第五条第一項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。

3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第一項の契約書面に記載するところによります。

#### （確定書面）

第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのばって翌日までに当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、事業者に、これら確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する事業者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第三項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

#### （情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 当社は、あらかじめ事業者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに事業者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面に交付して、情報通信の技術を利用してする方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「契約事項」といいます。）を提供したときは、事業者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、事業者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該事業者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、事業者が記載事項を閲覧したことを確認します。

#### （旅行代金）

第十二条 事業者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通貨契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への事業者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、別途、当社と事業者との間で旅行契約成立日を定めた場合を除き、カード利用日を旅行契約成立日とします。

### 第三章 契約の変更

#### （契約内容の変更）

第十三条 事業者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り事業者の求めに応じます。

2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の閣下に付与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、事業者にあらかじめ速やかに当該事由が閣下に付与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することができます。

#### （旅行代金の額の変更）

第十四条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって十五日目に当たる日より前に事業者にその旨を通知します。

3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 事業者は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けた旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払うべき費用を含みます。）の減少又は増加する場合に、費用の増加が、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。には、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金の額を変更することができます。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

#### （契約上の地位の譲渡）

第十五条 当社が受注型企画旅行契約を締結した事業者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 事業者は、前項に定める当社の承諾を求めるようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、事業者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。なお、当該第三者が個人である場合であつても当該受注型企画旅行契約については、契約上の地位の譲渡の効力発生後も、引き続き、この部の約款が適用されるものとします。

#### （旅行者の変更）

第十六条 当社が受注型企画旅行契約を締結した事業者は、当社の承諾を得て、旅行者の変更することができます。

2 事業者は、前項に基づき旅行者を変更するときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

### 第四章 契約の解除

#### （事業者の解除権）

第十七条 事業者は、いつでも「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への事業者の署名なくして取消料の支払いを受ける。ただし、当社が事業者との間に、次項に定める特約を結んだときは、当該特約に基づく取消料を支払わなければなりません。

2 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

3 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

4 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

5 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

6 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

7 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

8 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。

9 当社は、第一項第二条の規定にかかわらず、事業者との間で取消料の額について特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づく取消料の額が「受注型企画旅行契約の部」の別表第一に定める取消料の額を超えて、事業者と旅行者との間で契約書面に記載する取消料の額を超過する場合は、当社が契約書面に記載する取消料の額を支払わなければなりません。